

【令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業】（北海道剣淵町）

令和5年7月7日現在

No	交付対象事業名称	経済対策との関係	事業費（千円）	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	成果目標
1	剣淵町低所得世帯支援事業 【低所得者世帯給付金】	コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	14,400	①コロナ禍において物価高が続く中で住民税非課税世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金総額14,400千円（R5年度分の住民税非課税世帯 480世帯×30千円） ④令和5年度住民税非課税世帯480世帯（課税者に扶養されている場合を除く）	R5.6	R5.12	対象世帯数（住民税非課税世帯）：480世帯 助成金額：14,400千円
2	剣淵町低所得世帯支援事業 （事務費）	コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	677	①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するにあたって必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務費 ③事務費677千円 消耗品費4.7千円（コピー用紙2箱（10冊）×2,363円）、トナー8千円（8,000円×1本）、ファイル4.5千円（1.5千円×3冊）、印刷製本費52千円（返信用長3封筒500枚×50.6円、窓付き長3封筒650枚×39.6円）、通信運搬費134千円（発送・決定通知郵便料84円×500通×2回、返信郵便料104円×480通）、給付金システム導入費用473千円	R5.6	R5.12	対象世帯数（住民税非課税世帯）：480世帯 助成金額：14,400千円
3	酪農飼料高騰対策事業	エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	1,689	①新型コロナウイルス感染症の影響による生乳生産の抑制や飼料価格高騰による影響を緩和し、生産費の一部を支援することにより、持続可能な安定生産をはかり、酪農家経済の安定に資することを目的とする。 ②③助成金額の合計1,689千円【牛2歳以上1,326千円（3,000円×442頭）、牛2歳未満363千円（1,500円×242頭）】（うち、一般財源89千円） ④町内酪農業者7戸	R5.8	R5.12	助成対象酪農業者数：7戸 助成金額総額：1,689千円
4	社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策支援及び灯油等燃料費高騰の負担軽減支援事業	エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	4,700	①コロナ禍においてエネルギー・食料品等の価格の高騰の影響を受けた社会福祉施設及び事業所を運営する法人に対し、その負担の軽減するための支援を行い、施設等の安全安心な生活環境の確保とサービス提供体制の維持・継続を図る。 ②③交付金額の合計 4,700千円 【内訳】 ・2,000㎡～ 1,500千円（2施設×1,500千円＝3,000千円） ・1,000㎡～1,999㎡ 1,300千円（1施設×1,300千円＝1,300千円） ・500㎡～999㎡ 300千円（1事業所×300千円＝300千円） ・～500㎡ 100千円（1事業所×100千円＝1,000千円） ④町内の社会福祉施設及び事業所 ・障害者支援施設 2施設 ・特別養護老人ホーム 1施設 ・グループホーム 1事業所 ・有料老人ホーム 1事業所	R5.6	R6.3	助成する社会福祉施設及び事業所数：5施設 助成金額：4,700千円

5	学校給食等の保護者負担軽減事業	エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	985	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響から、給食原材料の物価高騰による給食費負担増に伴い、子育てに係る保護者等の負担を軽減することで、安心な給食提供に寄与する。</p> <p>②③小学校 391千円（児童分96食×279円／1日単価×実施回数200回×物価高騰率7.3%）  中学校 267千円（生徒分57食×321円／1日単価×実施回数200回×物価高騰率7.3%）  高等学校 327千円（生徒分67食×352円／1日単価×実施回数190回×物価高騰率7.3%）</p> <p>④町</p>	R5.4	R6.3	<p>助成対象食数：220食／1日</p> <p>助成回数：小中学生200回、高校生190回</p> <p>助成金額総額：985千円</p>
6	水道料基本料金減免事業	コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	7,507	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、物価高等の影響を受けている町民の負担を軽減するため、4か月分（令和5年7月～令和5年10月）の水道料金の基本料金の減免（公共施設を除く）、また、町の簡易水道対象外地域で構成する地区水道組合等に対し、基本料減免に係る補助金を交付する。</p> <p>②簡易水道利用世帯980世帯、地区水道組合10組合、他市町村水道利用者1世帯</p> <p>③7,507千円【6,800千円（簡易水道利用世帯1か月減免1,700千円×4か月）、700千円（地区水道組合1か月減免175千円×4か月）、7千円（他市町村水道利用者1.7千円×4か月）】  （うち、一般財源7千円）</p> <p>④町民・事業者</p>	R5.7	R5.10	<p>減免対象世帯数等：簡易水道利用世帯980世帯、地区水道組合10組合、他市町村水道利用者1世帯</p>
7	地域公共交通維持・確保応援事業	原油価格高騰対策	6,200	<p>①地域公共交通は新型コロナウイルス感染症の中でもエッセンシャルサービスとして、特に高齢者の多い過疎地域では重要な交通手段であり、原油価格高騰の中でも継続・維持等できるよう応援し、重要な路線バスの維持及び公共交通機関としての役割の確保を図る。</p> <p>②③1事業者6,200千円</p> <p>④路線バス事業者</p>	R5.4	R5.12	<p>助成する路線バス運航事業者：1事業者助成金額：6,200千円</p>